

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和49年静岡県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（一般公衆浴場の衛生措置等の基準）</p> <p>第4条 一般公衆浴場についての衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、個室に設けられた浴室においては、この限りでない。</p> <p>(10)～(15) (略)</p>	<p>（一般公衆浴場の衛生措置等の基準）</p> <p>第4条 一般公衆浴場についての衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、個室に設けられた浴室においては、この限りでない。</p> <p>(10)～(15) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。